

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 東郷都市計画事業変更認可
伯南都市計画事業変更認可
豚移入禁止区域の指定
牛流行性感冒予防注射の実施
土地の公用廃止
公有水面埋立追認
土地改良区定款変更認可
- 土地改良区設立認可
- ◇公安規則 幹部派出所巡査駐在所及び巡査派出所
の名称、位置、担任区域及び受持区域等に
関する規則の一部改正
- ◇公告 クリーニング師試験の合格者

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。
別表第一中二の四の二を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百二十九号

昭和三十三年五月八日発東経第四一号で申請の東郷都市
計画事業松崎駅前温泉土地区画整理設計変更を認可し
た。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十号

昭和三十三年三月二十九日伯耆町発第三七号で申請の伯耆南都市計画事業生山火災復興土地区画整理設計変更を認可した。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域として岡山県を指定する。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十二号

次のように牛の流行性感冒予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流感予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛の流行性感冒予防注射

牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法

牛の流行性感冒予防液の皮下注射ただし注射は二回注射とする。

別表（西伯郡）

実施月日	実施区域	実施場所
七月 八日	大山町旧大山、所子、高麗	平、坊領、佐摩 所子 高麗
" 九日	大山町旧大山	蔵岡、原 前畑、別所 庄内
" 十日	大山町旧大山	名和町旧名和 種原 名和
" 十一日	大山町旧大山	香取 淀江 光徳
" 十二日	大山町旧大山	赤松 本宮 逢坂
" 十三日	淀江町旧大和、名和町旧光徳	大和 宇田川 光徳

（東伯郡）

実施月日	実施区域	実施場所
七月 八日	東伯町	赤碕町 旧浦安
" 九日	東伯町	赤碕町 旧八橋
" 十日	東伯町	赤碕町 旧赤碕
" 十一日	東伯町	赤碕町 旧以西
" 十二日	東伯町	赤碕町 旧成美
" 十三日	東伯町	赤碕町 旧安田

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

八	中私都村	中私都村大字市場	中私都村
九	上私都村	上私都村大字麻生	上私都村

を

を削り、

八	市場	大字市場	大字市場、上津黒、下津黒、覚王寺、別府、篠波
九	麻生	大字麻生	大字麻生、福地、野町、落岩、山志谷、明辺、姫路
七	中山村石井垣	中山村大字石井垣	中山村のうち大字石井垣、樋口、八重、東積、羽田井、退休寺
七	中山町石井垣	中山町大字石井垣	中山町のうち大字石井垣、樋口、八重、東積、羽田井、退休寺
六二	逢坂村	逢坂村大字下市	逢坂村
一六	東伯町山田	東伯町大字山田	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂
一六	東伯町山田	東伯町大字山田	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂
一七	中山町下市	中山町大字下市	中山町のうち大字下市、上市、岡、松河原、塩津、住吉、殿河内、高橋

を

に

を

に

に改める。

附 則

この規則は、昭和三十二年七月五日から施行する。

公 告

昭和三十一年六月二十五日施行したクリーニング師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十一年七月五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

津村 広之	倉沢 淑郎	藤谷 義宣
小林 薫	遠藤 安友	山本 重治
堀田 雅美	山田 一成	木下 嘉子
清水 拓朗	加藤 清志	小林 真彦
池田みつ子	森下 芳人	山崎 修
河上 儀明	中村 恵次	松本 吉治
盛田 清実	岩本 登	妹尾美致子
岩本 博	田中 雄司	後藤 広
田中 修	丸上てる子	金田 英治
		以上

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日、火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所 鳥 取 市 東 町 取 県 刷 所